

耐震診断の結果の公表

■保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	西条市役所 本館	西条市明屋敷164番地	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Iso=0.65 Ctu・Sd=0.30	-	-	
2	西条市役所 東予総合支所	西条市周布349番地1	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.70 Ctu・Sd=0.42	-	-	

■病院、診療所

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	西条市立周桑病院 西館	西条市壬生川131番地1	病院	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.42 Ctu・Sd=0.24	-	-	

■学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	西条市立神拝小学校 校舎	西条市神拝甲427番地	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso=1.25 Ctu・Sd=0.40	-	-	耐震改修済み
2	西条市立西条南中学校 校舎	西条市大町1120番地	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.48 Ctu・Sd=0.31	-	-	
3	西条市立丹原小学校 校舎	西条市丹原町池田1778番地1	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.20 Ctu・Sd=0.36	-	-	耐震改修済み
4	西条市立小松小学校 校舎	西条市小松町新屋敷甲280番地	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.18 Ctu・Sd=0.65	-	-	耐震改修済み

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)		$I_s/I_{so}<0.5$ 又は $C_{tu}\cdot S_d<0.15$	左右以外の場合	$1.0\leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3\leq C_{tu}\cdot S_d\leq 1.25$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)		$I_s/I_{so}<0.5$ 又は $C_{tu}\cdot S_d<0.15\cdot Z\cdot G\cdot U$	左右以外の場合	$1.0\leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3\cdot Z\cdot G\cdot U\leq C_{tu}\cdot S_d$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{so}<0.5$ 又は $C_{tu}\cdot S_d<0.125\cdot Z\cdot R_t\cdot G\cdot U$	左右以外の場合	$1.0\leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25\cdot Z\cdot R_t\cdot G\cdot U\leq C_{tu}\cdot S_d$
	鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{so}<0.5$ 又は $C_{tu}\cdot S_d<0.14\cdot Z\cdot R_t\cdot G\cdot U$	左右以外の場合	$1.0\leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28\cdot Z\cdot R_t\cdot G\cdot U\leq C_{tu}\cdot S_d$

I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては、損傷が生ずるおそれや倒壊するおそれは少ない。

(※)『構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果』の欄に記載の、 I_s/I_{so} に用いる I_{so} は、一律、 Z (地域指標)=0.9、 U (用途指標)=1.0として算定した。